

令和8年9月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	廃止年月日
はしもと歯科医院	広島市中区西川口町12-3	令和8年7月31日
堀江薬局	広島市南区皆実町1-18-2	令和8年7月31日
上天満薬局	広島市西区上天満町9番13号	令和8年7月31日
ユアヘルス薬局	広島市佐伯区五日市駅前1丁目4-5 五日市福屋1F	令和5年1月31日